

## 告示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

#### 一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 児玉郡美里町大字猪俣地先から同郡神川町大字肥

土地先まで

〃 四百六十二号 児玉郡神川町大字新宿地先から本庄市山王堂地先

まで

県道 上里鬼石線 児玉郡上里町大字神保原町地先から同郡同町大字

七本木地先まで

〃 〃 児玉郡神川町大字元阿保地先から同郡同町大字渡

瀬地先まで

〃 本庄寄居線 本庄市東台五丁目地先から児玉郡美里町大字猪俣

地先まで

〃 熊谷児玉線 児玉郡美里町大字関地先から本庄市児玉町児玉地

先まで

〃 小前田児玉線 本庄市児玉町児玉地先から同市児玉町児玉地先ま

で

〃 矢納浄法寺線 児玉郡神川町大字下阿久原地先から同郡同町大字

渡瀬地先まで

#### 二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

#### 三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日